平成２３年（フ）第２０９５号
札幌市中央区南７条西11丁目３番16―105号、申立時の住所札幌市中央区南２条西10丁目1001番地　札幌市狸小路市街地住宅１号棟1006号
債務者　西森　　博（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１２７号
北海道石狩市花川南６条３丁目257番地
債務者　小山眞知子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１４３号
札幌市厚別区厚別中央１条３丁目５番14―502号
債務者　山田　広子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１６１号
札幌市厚別区もみじ台南２丁目４番18―205号
債務者　神　　勝雄
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１７２号
札幌市北区北27条西６丁目２番１―402号
債務者　黒澤　　恵
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１７６号
北海道江別市文京台38番地の３
債務者　和高　一臣
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１９８号
札幌市西区二十四軒４条７丁目１番26号　ルーセント24―103号
債務者　西垣　純子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７号
岩手県北上市黒沢尻３丁目２番18号、前住所岩手県北上市二子町南田222番地
債務者　千田　香織
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２１４号
群馬県高崎市石原町3550番地２　市住321号
債務者　小山　直紀
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２８２号
群馬県高崎市浜尻町207番地１　メゾンエイト202号
債務者　山口　忠志
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２８３号
群馬県安中市安中１丁目２番17号　並木さつき荘Ａ棟
債務者　和田　顕治
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２８６号
群馬県高崎市下小鳥町1260番地
債務者　黒沢麻衣子（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２８７号
群馬県高崎市井野町1349番地９
債務者　狩野　昌也
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３２８号
相模原市中央区星が丘１丁目１番12―301号
債務者　青木　年明
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３２９号
相模原市中央区星が丘１丁目１番12―301号
債務者　青木　聡子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３３２号
相模原市南区上鶴間本町７丁目13番63号　アメニティハウス103号室
債務者　荒牧　直人
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３４５号
相模原市中央区相模原６丁目１番１号　フルリール301
債務者　廣井　珠里
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３５２号
相模原市南区松が枝町18番１―209号
債務者　宮﨑香緒里（旧姓寺島）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部